

実技審査（第1次審査）

次の要領で実技審査を実施する。審査に支障のある者は事前に申し出ること。

中学校教諭〈保健体育・音楽・美術〉、高等学校教諭〈保健体育・音楽・美術・書道〉の実技審査（第1次審査）

(1) 体育実技（「保健体育」受審者）

①種目：陸上競技

「ハードル」、「走り高跳び」の2種目から、当日、1種目を指定し審査する。

②種目：球技

「サッカー」、「バスケットボール」の2種目から、当日、1種目を指定し審査する。

③種目：武道・ダンス

「柔道」、「剣道」、「ダンス」の3種目から1種目を、受審者が出願時に選択し、審査する。

※体育実技の時の服装は運動着（トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ）とする。体育館用運動靴を持参すること。トレーニングシャツには、25cm×20cmの白布に油性のマジックで受審番号を下の例のように書き、縫いつけること。体育実技審査会場には更衣室はありません。運動着（トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ）を着用して来場すること。

(例)

中003

(中・高の記載の後、受審番号の下3桁のみ記入)

(2) 音楽実技（「音楽」受審者）

弾き歌い、アルトリコーダー初見演奏、自由曲（歌唱または器楽）の演奏について審査する。

①弾き歌いについては「花」、「浜辺の歌」、「赤とんぼ」、「夏の思い出」の中から1曲選び、ピアノ伴奏をしながら歌う。

・伴奏譜については指定しない。（各自で用意する）

・教科書通りの調とする。（調を変えない）

・前奏ありで1番のみを歌う。

②自由曲演奏について、器楽は伴奏なしの独奏とする。歌唱は、独唱または弾き歌いとする。

※弾き歌いの伴奏譜、アルトリコーダー、自由曲演奏に必要なもの（歌唱：楽譜 器楽：楽器、楽譜等）、筆記用具を準備すること。なお、ピアノ、譜面台は県教委が準備する。

(3) 美術実技（「美術」受審者）

実技の内容は、当日指定し審査する。

※画用鉛筆、ポスターカラー、水彩絵の具等の描画用具（筆洗を含む）、はさみ、カッターナイフ、定規（30cm程度）を準備すること。その他必要なものは県教委が準備する。

(4) 書道実技（「書道」受審者）

「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」の3分野について審査する。

※書道用具一式（大筆、小筆、墨（墨汁）、硯、練習用紙、文鎮等）を準備すること。

なお、下敷は県教委が準備する。また、服装は漢字が入っていない審査に適したものとすること。

小学校教諭の模擬授業（第2次審査）

小学校教諭の模擬授業は、「外国語科（英語）」で実施する。